

土壤汚染対策法に基づく届出に係る調査結果について

〔令和2年12月4日  
施設課〕

1 趣旨

県が発注する事業における、土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更に関する事前の届出が行われていない事案について、全庁の手続き状況を確認するための調査を環境県民局において実施した結果、届出が必要な事業431件のうち、未届事業は262件であった。

※土壤汚染対策法に基づく届出（法第4条第1項）

- 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は、知事（広島市、呉市、福山市は各市長）への届出が必要
- 土壤汚染のおそれがある場合は、知事等が土壤汚染の調査を命ずる。

2 調査結果の概要

（単位：件）

部局	届出が必要な事業		
		届出済事業	未届事業
健康福祉局	1	0	1
農林水産局	112	77	35
土木建築局	292	85	207
企業局	10	2	8
警察本部	3	3	0
<b>教育委員会</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>11</b>
合計	431	169	262

※調査期間：平成26年4月1日～令和2年10月31日（内訳は別紙1,2のとおり）

※広島市、呉市、福山市への届出分を含む。

※形質変更の面積の精査等により件数が変動する可能性がある。

※教育委員会の事業に係る工事は土木建築局において実施している。（届出済事業1件を除く。）

3 今後の対応

- (1) 未届事業について、周辺地図等の関係資料を基に、環境県民局が先行調査を実施し、汚染のおそれの有無を1月末までに確認する。なお、万一、汚染のおそれあることが確認された場合は、速やかに適切な対策を講じる。
- (2) 先行調査の結果、汚染のおそれのないものは速やかに順次届出を行う。
- (3) 今回、未届事案が発覚したことを踏まえ、事業に係る諸手続きのチェックリストを作成する等、今後の改善策について検討するとともに、環境県民局と連携した研修による法令遵守の徹底などの再発防止策を講じる。

## 土壌汚染対策法に基づく届出に係る調査結果（届出先別）

部局	届出が必要な事業					届出済事業					未届事業				
	1	県域	政令市域			0	県域	政令市域			1	県域	政令市域		
			広島	呉	福山			広島	呉	福山			広島	呉	福山
健康福祉局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
農林水産局	112	105	3	4	0	77	77	0	0	0	35	28	3	4	0
土木建築局	292	203	31	33	25	85	50	7	20	8	207	153	24	13	17
企業局	10 (14) ※	8	2	3	1	2	2	0	0	0	8 (12) ※	6	2	3	1
警察本部	3	0	3	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	13	6	0	0	7	2	2	0	0	0	11	4	0	0	7
合計	431	323	39	40	33	169	131	10	20	8	262	192	29	20	25

※企業局の事業は届出先が複数に跨るものがあることから、事業数と届出数は一致しない。  
上段は事業数、下段の（ ）内は届出数。

土壌汚染対策法に基づく届出に係る調査結果(未届事業)

【健康福祉局】

区分	児童福祉 施設関係
東広島市	1
合 計	1

※ 工事については土木建築局において実施。

【農林水産局】

区分	林道関係	治山関係	農業・農村 整備関係	合計
広島市		3		3
呉市		4		4
竹原市		2		2
三原市		4		4
尾道市			1	1
三次市			1	1
庄原市			3	3
東広島市	1	4	2	7
江田島市		1		1
北広島町	2			2
大崎上島町			3	3
世羅町	2	2		4
合 計	5	20	10	35

【土木建築局】

区分	道路関係	河川関係	砂防関係	港湾関係	災害関係	合計
広島市	0	1	11	1	11	24
呉市	5	0	3	0	5	13
竹原市	2	1	5	0	4	12
三原市	2	0	1	0	4	7
尾道市	8	0	1	0	1	10
福山市	13	2	1	1	0	17
府中市	6	0	0	0	0	6
三次市	3	4	7	0	1	15
庄原市	10	2	5	0	0	17
大竹市	3	1	2	0	0	6
東広島市	10	3	1	0	15	29
廿日市市	6	1	2	1	0	10
安芸高田市	5	1	1	0	0	7
江田島市	2	0	1	0	0	3
海田町	0	0	0	0	1	1
熊野町	2	0	0	0	3	5
坂町	1	0	0	0	4	5
北広島町	2	0	0	0	0	2
大崎上島町	1	0	3	0	0	4
世羅町	6	1	0	0	0	7
神石高原町	6	0	1	0	0	7
合 計	93	17	45	3	49	207

**【企業局】**

区分	水道関係
広島市	2
呉市	3
尾道市	1
福山市	1
東広島市	1
江田島市	1
海田町	2
大崎上島町	1
合 計	12

**【教育委員会】**

区分	学校関係
福山市	7
安芸高田市	1
海田町	1
大崎上島町	1
世羅町	1
合 計	11

※ 工事については土木建築局において実施。